

山口市働く女性の活躍応援事業業務委託仕様書

1 業務名

山口市働く女性の活躍応援事業業務

2 業務の目的

令和4年就業構造基本調査によると、本市において女性の非正規割合は男性の2倍以上にのぼり、出産後に正規雇用の就業率が減少するいわゆるL字カーブも顕在化している。

少子高齢化が進み、労働力人口が減少している現在において、潜在的労働力となっている未就労女性の就労意欲の醸成や、子育て中等でも正規雇用化を目指す女性の就業の促進や、女性が活躍できる就労環境整備に向けた支援を行うものとする。

3 業務の概要

本業務では、山口県央連携都市圏域（以下、「圏域」という。）内の企業における女性人材の更なる活躍のための就労環境整備として、女性が活躍する為の環境整備として、男性の育児休暇取得の促進をはじめとした企業向けのセミナー・ワークショップの実施や、女性向け事業として就業意欲向上や就業へ繋げるためのスキル習得・向上のためのセミナーを実施する。

さらに、女性が活躍できる地元企業と働く意欲のある女性人材との交流会を実施し、最終的な就労のマッチングを図る取組までを一連の取組として、事業全体の企画・運営業務を行うもの。

4 業務を委託する期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 業務の内容

以下の内容の企画運営業務を行うこととし、詳細については発注者と協議すること。

(1) 中小企業・小規模事業者向け事業

①女性活躍促進のための意識改革セミナー・ワークショップ等の開催

ア 内容

女性の就労環境の改善、男性の子育て参画・意識改善を目的とし、男性の育児休業取得促進をテーマにセミナー・ワークショップ等を実施する。

併せて、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の促進や、各種制度の整備、制度等の利用についても紹介すること。

イ 対象

圏域内企業の経営者、人事担当者、リーダー社員、現場担当社員など

- ウ 実施回数および想定参加企業数
全1回以上、計10社程度

②企業の個別相談の実施

ア 内容

自社の女性の活躍を目指す市内企業を対象として、自社の女性活躍に関する課題を解決するための個別相談を実施する。

イ 対象及び想定企業数

上記（1）及び下記（3）の参加企業をはじめとした圏域内企業、5社程度

ウ 特記事項

各社の相談内容とそれに対する対応については、実績報告書に記載し市へ報告を行うこと。

③市内の女性活躍応援企業のヒアリング及び冊子の作成

ア 内容

市内企業にヒアリングを行い、女性活躍に積極的に取り組む企業の掘り起こしを行う。ヒアリングにおいて得た女性活躍推進や従業員の働き方改革に関する企業の取組内容や取組の成果等を取りまとめ、編集して冊子を作成する。

イ 対象及び想定企業数

市内に本店を有する、もしくは本市との間で事業所の設置に係る協定を締結した事業者で、女性活躍に積極的に取り組む企業5社以上

ウ 報告書への記載内容

下記の（a）～（d）の内容は必須とする。

（a）企業情報（概要）

会社名・住所・業種・社員数及び女性従業員数・主な業務内容等

（b）各企業における女性活躍推進や従業員の働き方改革に関する取組内容

（c）取組の成果等

（d）今後の取組方針や意気込み

エ 作成数

500部

オ 特記事項

冊子の作成にあたって、事前にヒアリング先の企業に了承を得ておくこと。

（2）未就労又は正規雇用化を目指す女性向け事業

就職や正規雇用化を目指すためのセミナー

ア 内容

子育て中等においても働く意欲のある未就労女性や正規雇用化を目指す女性が、就労意欲を高め、就職・転職や、正規雇用化を目指す際に自信を持って就職活動に臨めるようなセミナー・研修を開催する。

(例)

- ・ビジネスマナー
- ・就労に向けたマインドセットセミナー
- ・就労に向けたスキルアップセミナー
- ・家庭と仕事の両立のための、夫婦で参加する家事分担講座

なお、下記 (a)、(b) の内容は必須とし、セミナーの中に盛り込むものとする。

- (a) 多様な働き方ができる企業制度の例や圏域内企業の独自の取組の紹介
- (b) 支援機関・相談機関、参考となるウェブサイト等の紹介

イ 対象

圏域内に在住の就労意欲を持つ未就労女性、または正規雇用化を目指す非正規雇用の女性等

ウ 実施回数および想定参加人数

3回以上、各回20名程度（同一参加者の参加を基本とする）

エ 開催場所

子育て支援スペース（例：山口市中心商店街の山口井筒屋内に所在する、地域の魅力発信・交流スペース「コトサイト」）又はセミナー会場

オ 特記事項

- (a) 本セミナー開催時は、子ども連れで受講可能とし、必要に応じて有資格者による託児を実施すること。
- (b) 本セミナーの参加者を（3）「働きたい女性と地元企業との交流会」の参加に繋げられるよう、事業周知等を積極的に行うこと。

(3) 求職者と企業の交流・就労マッチング事業

働きたい女性と地元企業との交流会

ア 内容

働く意欲のある女性人材と、女性が活躍できる環境の企業との交流会を開催し、実際に家庭と両立しながら働く女性人材のロールモデルの紹介や、多様な働き方の紹介を通して、女性人材と企業との更なる双方理解を図るとともに、就労のマッチングの機会を提供し、女性人材の希望する働き方ができる職場への就職を促進する。

イ 対象

企業：圏域内の女性活躍に積極的な企業等

女性人材：圏域内に在住の就労意欲を持つ未就労女性、または正規雇用化を目指す非正規雇用の女性等
(どちらにおいても、本事業内の他のセミナー等の参加者を中心とする)

ウ 実施回数および想定参加人数

全1回、企業10社程度、女性人材20名程度

エ 特記事項

(a) 本交流会開催時は、子ども連れで受講可能とし、必要に応じて有資格者による託児を実施すること。

(b) 本交流会後、契約期間の範囲内で、参加者の中で面接、採用に繋がった人数や、参加女性の就職活動状況をヒアリング等で可能な限り把握し、実績報告書に記載し提出すること。

(4) 事業に参加した女性への伴走支援

ア 内容 参加女性に対して伴走型支援を行い、当事者の不安を取り除き、効果的な情報提供やアドバイスを行うことで、本事業の効果を高める。参加者の状況把握を行うとともに個別の相談に応じ、希望に応じて就職活動または採用活動に必要な情報の提供等、委託期間の範囲内でフォローアップを行う。

イ 対象 上記(2)(3)の参加女性

(5) その他共通事項

受託者は、下記の事項に留意し、本事業を実施すること。

(企画・運営に関する事項)

運営については、広報、参加者の募集及び取りまとめ、会場の手配・設営、講師の手配・送迎、謝礼の支払、運営スタッフの手配、当日の受付、進行管理、事業実施後の参加者アンケートの実施、取りまとめ等、本事業実施に係る一切の業務を行うこととする。

(広報に関する事項)

①セミナー等実施にあたり、参加者を募集するために必要なチラシの作成や配布、適切な広報媒体への掲載により効果的に広報を実施すること。なお、市報への掲載手続きは市が行う。

②チラシ等のデザインについては、集客につながるよう効果的な案を市に提出し、市が指示する回数の校正を行うこと。

③圏域内の経済団体、市町、関係機関等を通じて、広く圏域内を対象として周知を行うこと。

(著作権に関する事項)

納入した成果品に係る著作権のほか一切の権利は市が保有し、当該データの加

工、二次利用を行うことについて了承すること。

(事業実施後の参加者アンケート・フォローアップに関する事項)

事業ごとに参加者へのアンケートを実施し、集計・分析を行い、実績報告書に反映すること。また、参加者に対して継続的にフォローアップを実施し、実施したフォローアップについては、事業参加後の取組状況や成果等の把握を行い、事業報告書に記載すること。

(事業連携に関する事項)

- ①国・県・市の他の支援機関等と連携及び情報共有を行い、本事業の効果をめること。
- ②本市や関係機関が実施する関連事業や、本市の助成金や補助金情報について、参加者に積極的にPRし、利活用を促進すること。

6 提出物

事業を完了したときは、事業ごとの内容や実績等をまとめ、報告書として提出すること。

7 委託経費及び経理に関する留意事項

(1) 対象経費は以下のとおりとする。

企画運営業務にかかる人件費、消耗品購入費、機械・機器レンタル・リース料、旅費、広報費、会場使用料、印刷製本費、一般管理費ほか、事業の実施に必要と認められる経費

(2) 対象経費は、他の経費と明確に区分して整理すること。

(3) 要した経費は、領収書、金融機関口座の通帳等で確認できるようにすること。
また、収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておくこと。

(4) 業務に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

8 その他

(1) 業務内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。

(2) 業務遂行にあたり、個人情報の取り扱いについては個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。

(3) 本業務の委託料は、業務完了後、受託者からの請求により支払うものとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、山口市と受託者が協議のうえ決定するものとする。

(5) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に市に書面で申請し、承認を得ることとし、可能な限り山口市内業者を活用すること。